

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：平成27年9月30日（平成27年（行個）諮問第159号）

答申日：平成29年3月21日（平成28年度（行個）答申第199号）

事件名：本人の労災事故に係る申告等について厚生労働省職員に電話連絡があった旨の情報提供メールの不訂正決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「平成25年特定月日特定会社特定事業場内で発生した訂正請求者の労災事故にかかわる申告等について、厚生労働省特定部署の方々と、過去から現在まで電話でお話した、会話内容、指摘内容、問題提起内容、強い疑問内容、批難内容、主張内容、回答、解釈、見解、その他等の全て」（以下「本件対象保有個人情報」という。）の訂正請求につき、不訂正とした決定については、別記に掲げる部分を訂正すべきである。

第2 異議申立人の主張の要旨

1 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）27条1項の規定に基づく本件対象保有個人情報の訂正請求に対し、平成27年6月29日付け厚生労働省発基0629第1号により厚生労働大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った不訂正決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求めるというものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人の主張する異議申立ての理由は、異議申立書及び意見書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

（1）異議申立書

私は訂正請求を申請したが、応じてもらえない為。

（中略）

この変えてきた理由にある、情報提供？利用目的を達している？行政処分？等にも触れさせてもらう。内容が間違っている、足りていない、違う話にされているのだから利用目的は達していないと思うのだが？何を言っているのでしょうか？助けを求めたら違う話にされてしまった。足りない物にされた。これでは、たまったものではない。大迷惑当然不服。

（中略）

今の現状は、少なくとも私が求めた物とは大きくかけ離れておる。
足りていない。内容も違う。違う話にされた。これでは大変迷惑。この事は明白である。

大きくかけ離れ、足りていない、違う物を開示されたのだから当然不服。

(中略)

特定労働局に送信したメール内容だから訂正しなくていいと言っているのか？

間違っているメール内容は私の個人情報ではないのだが？

(中略)

メール内容だから良い？そうなると私が開示を求めた物ではない。事実ではないし、間違っただけの内容のメール内容の開示などは求めていない。勘違いしないで。この事はきっぱりと指摘させていただく。間違っている物は私の個人情報ではない。ふざけるな。

(中略)

当然処分の取り消しも求める。

利用目的達成していないし、必要な範囲と思料する。29条

(2) 意見書

審査請求人から、平成27年12月8日に意見書が当審査会宛て提出された(当該申告事案に係る被申告事業場への提供は適当でない旨の意見が審査請求人から提出されていることから、その内容は記載しない。)

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件不服申立ての経緯

本件不服申立ては、不服申立人である訂正請求者(以下、第3において「請求者」という。)が平成27年3月29日付けをもって行った「平成25年特定月日特定会社特定事業場内で発生した訂正請求者の労災事故にかかわる申告等について、厚生労働省特定部署の方々と、過去から現在まで電話でお話した、会話内容、指摘内容、問題提起内容、強い疑問内容、批難内容、主張内容、回答、解釈、見解、その他等の全て」について「電話通話会話内容を録音してある。一語一句とまでは言うつもりはないが、録音と合わせて下さい」の訂正請求に対し、処分庁が平成27年6月29日付け厚生労働省発基0629第1号により行った不訂正決定(原処分)を不服として、同月30日付け(同年7月2日受付)をもって提起されたものである。

2 諮問庁としての考え方

本件不服申立てについては、下記3(4)のとおり、法29条の保有個人情報を訂正しなければならない理由はなく、法30条2項の規定により不訂正とした原処分は妥当であり、本件不服申立ては棄却されるべきであ

る。

3 理由

(1) 申告について

労働基準法等関係法令では、労働者は、事業場に同法令の違反がある場合においては、労働基準監督官に申告することができることとされている。労働基準監督官が申告を受理した場合、対象となる事業場に対し臨検監督等の方法により、労働基準法等関係法令違反の有無を確認し、違反等が認められた場合には、その是正を指導しているところである。

(2) 本件対象保有個人情報について

本件対象保有個人情報は、請求者が法18条1項の規定に基づく部分開示決定（平成27年3月6日付け厚生労働省発基0306第2号）により開示したものであり、請求者が所轄労働基準監督署（以下「所轄署」という。）に申告した事案に対する同署の対応について、請求者から厚生労働省の担当部署の職員（以下「担当職員」という。）に電話連絡があった旨、担当職員から所轄署を指揮監督する労働局（以下「所轄労働局」という。）の職員等あてに送付した情報提供メール（以下「対象文書」という。）である。

(3) 訂正請求対象保有個人情報の該当性について

対象文書は、請求者が法18条1項の規定に基づく開示決定により開示を受けた保有個人情報であり、法27条1項1号の訂正請求の対象情報に該当する。

(4) 訂正の要否について

対象文書については、以下の理由から、法29条に基づく訂正義務があるとは認められない。

ア 対象文書の性格上、請求者との電話の内容と完全に一致していなかったり、請求者の意に沿わない記載となっていたとしても、そのことが直ちに事実の誤りとなるものではないこと

対象文書は、担当職員が、請求者から、同人が所轄署に申告した事案にかかる同署の対応についての電話を受けたことに関し、請求者から電話があったこと及び担当職員が把握した請求者の主張の趣旨を、所轄労働局の職員等に情報提供し、もって所轄署における今後の対応に資することを目的として、担当職員が作成したメールである。

このような対象文書の性格や、その作成目的に照らせば、その記載内容について、担当職員がその作成目的に照らしてふさわしい表現を取捨選択することは、担当職員の職務上の権限内の行為であり、その結果、請求者の意に沿わない表現や記載ぶりとなっていたとしても、そのことから直ちに法29条に基づく訂正義務を生じさせる

ものではないと考えられる。

請求者は、平成27年3月31日付け保有個人情報訂正請求書において、訂正請求の趣旨として、録音された電話内容と合わせるよう主張しているが、上記のように、対象文書の性格に照らせば、録音された電話内容と完全に一致するよう訂正すべき義務はないものである。

イ 請求者から、対象文書の訂正にかかる明確かつ具体的な主張がないこと

法27条に基づく訂正請求の請求者は、開示を受けた保有個人情報のうち、①どの部分（「事実」に限る。）の表記について、②どのような根拠に基づき当該部分の表記が事実でない判断し、③その結果、どのような表記に訂正すべきと考えているのか等の、請求を受けた行政庁が当該保有個人情報の訂正を行うべきか否かを判断するに足る内容を、自ら根拠を示して明確かつ具体的に主張する必要がある。

そして、請求者が明確かつ具体的な主張や根拠の提示を行わない場合や、当該根拠をもってしても請求者が訂正を求めている事柄が「事実でない」とは認められない場合には、法29条に規定する「訂正請求に理由があると認めるとき」に該当しないと判断されるものである。

請求者は、平成27年3月31日付け保有個人情報訂正請求書において、訂正請求の趣旨として、「電話通話会話内容を録音してある。一語一句とまでは言うつもりはないが、録音と合わせて下さい」と主張し、訂正請求の理由として、電話内容を録音したものと聞き比べると誤りだらけである等主張しているが、対象文書に記載されたどの事実に関する表記について、どのような根拠に基づき当該部分の表記が事実でない判断し、どのような表記に訂正すべきと考えているのか等について、何ら具体的な主張を行っていない。

これに対し、平成27年4月27日付けで、請求者に対して、対象文書中の訂正を求める箇所を特定し、該当部分をどのように訂正すべきと主張するのかを明らかにするよう、同年3月31日付けの保有個人情報訂正請求書の補正を依頼し、同年5月25日付けで請求者から書面の提出を受けたが、当該書面から請求者が事実でないと主張する箇所と訂正すべき内容が具体的に確認できたのは、2014年特定月日特定時刻に送付された担当職員のメールの中で、請求者を「事業主」と記載している箇所（以下「該当箇所」という。）のみである。

以上のことから、対象文書中、該当箇所以外の部分については、法

29条に基づく訂正義務はないものである。

ウ 該当箇所も含め、対象文書に係る訂正請求は、保有個人情報たる対象文書の利用目的の達成に必要な範囲を超えており、法29条に基づく訂正を行う義務はないこと

法29条は、「行政機関の長は、訂正請求があった場合において、当該訂正請求に理由があると認めるときは、当該訂正請求に係る保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、当該保有個人情報の訂正をしなければならない。」と規定している。

この点、対象文書は、担当職員が、請求者から電話があったこと及び担当職員が把握した請求者の主張の趣旨を所轄労働局の職員等に情報提供し、もって所轄署における今後の対応に資することを目的として作成したメールであるところ、対象文書が所轄労働局の職員に送付され、所轄労働局及び所轄署においてその内容を把握できるようになった時点で、その利用目的は達成されており、もはや訂正の要否を論じる対象とはなり得ないものである。

また、そもそも対象文書中の該当箇所以外の部分については、法29条に基づく訂正義務がないことについては上記ア及びイで述べたとおりであるが、該当箇所についても、所轄署が請求者を労働者と認識していることは、所轄署において請求者からの申告を受けて処理していること等からしても明らかであり、また対象文書の該当箇所以外の記載からも、請求者が労働者であることは明らかであるため、該当箇所でも請求者を「事業主」と記載していたからといって、所轄労働局及び所轄署において請求者を事業主であると誤解するような事態は、およそ生じ得ないのであるから、それにもかかわらず該当箇所に係る訂正請求に応じることは、対象文書の利用目的の達成に必要な範囲を超えるといわざるを得ない。

以上のことから、該当箇所を含め、対象文書については、法29条に基づく訂正義務はないものである。

4 請求者の主張に対する反論

請求者は異議申立書において「今の現状は、少なくとも私が求めた物とは大きくかけ離れておる。足りていない。内容も違う。違う話にされた。これでは大変迷惑。この事は明白である。大きくかけ離れ、足りていない、違う物を開示されたのだから当然不服。」等と主張しているが、対象文書に記載されたどの事実に関する表記について、どのような根拠に基づき当該部分の表記が事実でないと判断し、どのような表記に訂正すべきと考えているのか等についての具体的な主張はなお行われておらず、上記3(4)で述べたとおり、法29条に基づく訂正義務はないと判断した原処分の判断は妥当である。

5 結論

以上のとおり、原処分は妥当であり、本件不服申立ては棄却すべきと考える。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | |
|---------------|---------------|
| ① 平成27年9月30日 | 諮問の受理 |
| ② 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ 同年12月8日 | 審査請求人から意見書を收受 |
| ④ 平成28年10月27日 | 審議 |
| ⑤ 平成29年3月16日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件訂正請求について

本件訂正請求は、異議申立人が法12条1項に基づき開示請求を行い、平成27年3月6日付け厚生労働省発基0306第2号により一部開示決定された本件対象保有個人情報、具体的には、「異議申立人が所轄署に申告した事案に対する同署の対応について、異議申立人から厚生労働省の担当部署の職員に電話連絡があった旨、担当職員から所轄署を指揮監督する所轄労働局の職員等あてに送付した情報提供メール」（対象文書）に記録された保有個人情報について、その訂正を求めるものである。

処分庁は、本件対象保有個人情報は、行政処分等を行うのに必要な情報ではなく、また、異議申立人から電話連絡があったことについての所轄労働局への情報提供という利用目的を達成しているものであることから、訂正すべき理由があるとは認められないとして、不訂正とする原処分を行った。

異議申立人は、原処分について、その取消しを求めるとしているが、諮問庁は、原処分を妥当としていることから、以下、本件訂正請求の訂正請求対象情報該当性及び原処分の妥当性について検討する。

2 訂正請求対象情報該当性について

(1) 訂正請求について

訂正請求については、法27条1項において、同項1号ないし3号に該当する自己を本人とする保有個人情報について、その内容が事実でないと思料するときに行うことができると規定されている。

また、訂正請求を行う請求者は、法28条1項において、訂正請求に係る保有個人情報を特定した上で、当該請求においてどのような訂正を求めるかについての簡潔な結論である「訂正請求の趣旨」及びそれを裏付ける根拠である「理由」等を記載した訂正請求書を提出しなければならないと規定されており、「訂正請求の趣旨及び理由」は、請求の内容を成す重要なものであり、その記載は明確かつ具体的である必要がある

と解される。

(2) 訂正請求対象情報該当性について

ア 本件対象保有個人情報、上記1のとおり、異議申立人が別途、法に基づく保有個人情報開示請求を行い、開示を受けたものであることから、法27条1項1号に該当すると認められる。

イ 当審査会において、諮問庁から本件対象保有個人情報の提示を受けて確認したところ、その内容は、異議申立人と厚生労働省の担当職員との電話でのやり取りの内容等であると認められることから、法27条1項の訂正請求の対象となる「事実」に該当するものと認められる。

3 諮問庁の説明及び補正の経緯

諮問庁は、理由説明書(上記第3の3(4)ア及びイ)において、本件訂正請求の訂正の要否について、以下のとおり説明する。

(1) 対象文書は、担当職員が、異議申立人から、同人が所轄署に申告した事案に係る同署の対応についての電話を受けたことに関し、異議申立人から電話があったこと及び担当職員が把握した異議申立人の主張の趣旨を、所轄労働局の職員等に情報提供し、もって所轄署における今後の対応に資することを目的として、担当職員が作成したメールである。

このような対象文書の性格や、その作成目的に照らせば、その記載内容について、担当職員がその作成目的に照らしてふさわしい表現を取捨選択することは、担当職員の職務上の権限内の行為であり、その結果、異議申立人の意に沿わない表現や記載ぶりとなっていたとしても、そのことから直ちに法29条に基づく訂正義務を生じさせるものではないと考えられる。

(2) 異議申立人は、平成27年3月31日付け保有個人情報訂正請求書において、訂正請求の趣旨として、「電話通話会話内容を録音してある。一語一句とまでは言うつもりはないが、録音と合わせて下さい」と主張し、訂正請求の理由として、電話内容を録音したものと聞き比べると誤りだらけである等主張しているが、対象文書に記載されたどの事実に関する表記について、どのような根拠に基づき当該部分の表記が事実でないと判断し、どのような表記に訂正すべきと考えているのか等について、何ら具体的な主張を行っていない。

(3) これに対し、平成27年4月27日付けで、異議申立人に対して、対象文書中の訂正を求める箇所を特定し、該当部分をどのように訂正すべきと主張するのかを明らかにするよう、同年3月31日付けの保有個人情報訂正請求書の補正を依頼し、同年5月25日付けで異議申立人から書面の提出を受けたが、当該書面から異議申立人が事実でないと主張する箇所と訂正すべき内容が具体的に確認できたのは、2014年特定月

日特定時刻に送付された担当職員のメールの中で、異議申立人を「事業主」と記載している箇所（該当箇所）のみである。

4 原処分の妥当性について

(1) 該当箇所について

当審査会において、諮問庁から上記平成27年5月25日付けの異議申立人からの書面の提示を受けて確認したところ、異議申立人が該当箇所を明らかにして事実でないと主張して訂正を求めていることが確認できる上、異議申立人が事業主でないことは明らかであることから、該当箇所については、法29条の保有個人情報の訂正をしなければならない場合に該当すると認められるので、訂正すべきである。

(2) (1) 以外の部分について

ア 上記(1)以外の部分について、本件訂正請求書の「訂正請求の趣旨及び理由」欄には、「電話通話会話内容を録音してある。一語一句とまでは言うつもりはないが、録音と合わせて下さい（マイクロSD同封）。録音と照らし合わせてみた。聞き比べてみた結果、誤りだらけで、かけ離れている為、簡略化されており、ニアンス等もちがう為、自分達の都合の良いようにまとめられており工作、改ざんされたままでは到底納得できるわけもなく、たまったものではないと感じる為、説明を受けた後必ず反論をしたり、根拠を言い事実の指摘をしているのだが、それらが無いと強く感じる為その他等、別紙参照」と記載されており、訂正請求の趣旨及び理由を記載したとする「別紙」が添付されているところ、当該別紙には、具体的にどの部分の表記について、どのように訂正すべきかが記載されているとは認められない。

イ 上記2(1)のとおり、訂正請求書の「訂正請求の趣旨及び理由」の記載は明確かつ具体的である必要があるところ、仮に、本件訂正請求の趣旨を「本件対象保有個人情報の記載内容自体に誤りがあるので、訂正すべきである」と解することとすると、具体的にどの記載部分をどのように訂正すべきか明らかではないので、訂正請求の理由が示されているとは認められない。

ウ しかしながら、「一語一句とまでは言うつもりはないが、録音と合わせて下さい」との異議申立人の主張を「会話の内容として、もっと詳しいやり取りがされていたのであるから、詳細に記載すべきである」という趣旨のものと解する余地がないとあながち否定することもできないことから、本件では本件訂正請求の趣旨をそのように解した上で、以下、「詳細に記載すべき」部分があるか否かについて検討する。

対象文書は、上記3(1)の諮問庁の説明のとおり、担当職員が、

所轄労働局の職員等に情報提供し、もって所轄署における今後の対応に資することを目的として作成されたものと認められ、その性格からして、当事者の発言内容を細大漏らさず記載することが要求されている文書ではなく、担当職員の理解に基づき業務上必要な範囲で記載される文書であると認められる。

そうすると、担当職員が当該文書の作成目的に照らしてその記載内容を取捨選択することは、担当職員の職務上の権限内の行為というべきであり、その結果、異議申立人の意に沿わない記載内容となっても、それが当該文書の性格に照らして許容される範囲内のものであれば、法29条に基づく訂正義務を生じさせるものではないというべきである。

そこで、当審査会において対象文書の内容を確認したところ、当該文書の性格に照らし、その記載内容に特段の不足があると認める理由はなく、「詳細に記載すべき」部分があると認める理由はないことから、上記(1)で訂正すべきと判断した部分以外に、法29条に基づき訂正すべき部分はないと認められる。

5 異議申立人のその他の主張について

異議申立人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

6 本件不訂正決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報の訂正請求につき、その全部を法29条の要件に該当しないとして不訂正とした決定については、別記に掲げる部分は、同条の保有個人情報の訂正をしなければならない場合に該当すると認められるので、訂正すべきであるが、その余の部分は、同条の保有個人情報の訂正をしなければならない場合に該当するとは認められないので、不訂正としたことは妥当であると判断した。

(第3部会)

委員 岡島敦子, 委員 葭葉裕子, 委員 渡井理佳子

別記

2014年特定月日特定時刻に送付された担当職員のメールの中で、異議申立人を「事業主」と記載している箇所